

電子的診療情報連携体制整備加算について

当診療所では、厚生労働省の定める施設基準に基づき

「電子的診療情報連携体制整備加算」の要件を満たす体制を整備しております。

【体制について】

- ・オンライン資格確認を行う体制を整えています。
- ・患者様の同意のもと、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得、活用しています。

【患者様へのお願い】

- ・診療情報の活用、取得には患者様の、同意が必要です。
同意いただくことで、より適切な医療サービスを提供することが可能となります。

【法令・基準遵守】

- ・当診療所は、関係法令および診療報酬算定要件を遵守し、適切に本加算を算定しています。

今後も医療の向上に努めてまいります。

画像医学と脳健診診療所

所長 木之村 重男